

原発事故「国に責任」

愛媛避難者訴訟 高松高裁が判決 高裁で断罪 3 件目

2021年9月30日 しんぶん赤旗

東京電力福島第1原発事故で、愛媛県に避難した10世帯23人が国と東電に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が29日、高松高裁（神山隆一裁判長）であり、一審の松山地裁に続き、東電と国の責任を認め、原告23人に約4600万円の賠償を命じました。同種訴訟で国の責任を争った高裁判決は4件目で、国の責任を認めたのは3件目です。

神山裁判長は、東電について「重過失があるとまでは言えないが過失の程度は相当に重い」とし、国についても連帯して責任があると認めました。

国の責任について、2002年に地震調査研究推進本部が公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」の見解を「想定される津波が福島第1原発に及ぼす影響の有無や程度を調査、検討すべきであった」と断じ、第1原発の技術基準に関して「基準に適合していないものと判断できた。技術基準適合命令を発しなかったことは合理性を欠く」と断じました。

裁判所前では愛媛、香川両県の支援者が見守り、「高裁で三度断罪」の旗が掲げられると拍手が湧きました。

判決後の集会で野垣康之弁護士は「国の責任を明確に認めており、非常に意義がある。今後に与える影響も大きい」と評価しました。

福島県南相馬市から避難している原告団代表の渡部寛志さん（42）は、「国策として原発を進めたことに踏み込んだと思う。私たちの思いをくみ入れてくれた。ただ、ふるさと喪失慰謝料がほとんど認められなかったのは納得いかない」と話しました。



(写真) 判決を受け会見する野垣弁護士 (左) と原告団=29日、高松市

原発避難訴訟、高松高裁も国の責任認める

高裁で 3 件目

朝日新聞 2021年9月29日 17時00分

谷瞳児



高松高裁に入る原告ら

＝2021年9月29日午後1時44分、高松市丸の内、
堅島敢太郎撮影

東京電力福島第一原発事故で、愛媛県への避難者が国と東電に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が29日、高松高裁であった。



神山隆一裁判長は、一審・松山地裁判決と同じく、国と東電の責任を認定。避難指示解除準備区域に住んでいた避難者について「ふるさと喪失慰謝料」も認めた。

原発事故による避難者が国と東電を訴えた集団訴訟の控訴審判決は、今回が4件目。国の賠償責任を認めた判決は、昨年9月の仙台高裁、今年2月の東京高裁

に続いて3件目となった。

裁判では、政府の「地震調査研究推進本部」が2002年7月末に公表した地震予測「長期評価」を元に、国や東電が原発に被害をもたらす津波の発生を予想できたか▽長期評価に基づいて対策をしていれば、原発事故を回避できたか——が主な争点だった。

19年3月の一審・松山地裁判決は、長期評価について「多数の専門家の検証を踏まえた客観的・合理的な知見」と認定。国が東電に津波評価を試算させていれば、東日本大震災と同規模の地震による津波を予想でき、原発事故までに浸水対策を講じられたとした。その上で、国が規制権限を行使しなかったことは「許容される限度を逸脱し、著しく合理性を欠く」とし、国の賠償責任を認めていた。（谷瞳児）

原発避難者愛媛訴訟 高松高裁も国の責任認める

国と東電に賠償命令

毎日新聞 2021/9/29 14:17

東京電力福島第1原発事故に伴い、福島県から愛媛県に避難した住民らが国と東電に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、高松高裁（神山隆一裁判長）は29日、1審・松山地裁判決に続いて国と東電の責任を認め、原告23人に総額4621万円の支払いを命じた。1審より1878万円増額した。同種訴訟で高裁判決は4件目で、国の責任を認めたのは3件目。

国の責任が争われた同種訴訟では、仙台高裁（2020年9月）と東京高裁（21年2月）が国の責任を認めた一方、同年1月の東京高裁は否定していた。地裁判決でも17件のうち、国の責任を認めたのは9件と判断が割れている。

国の責任が争われた各地の原発訴訟の判断	1審(地裁・支部)			2審(高裁)		
前橋	2017年3月	○	▶	東京	21年1月	×
千葉	9月	×	▶	東京	2月	○
福島	10月	○	▶	仙台	20年9月	○
京都	18年3月	○	▶	大阪	審理中	
東京	同	○	▶	東京	審理中	
横浜	19年2月	○	▶	東京	審理中	
千葉	3月	×	▶	東京	審理中	
松山	同	○	▶	高松	21年9月	○
名古屋	8月	×	▶	名古屋	審理中	
山形	12月	×	▶	仙台	審理中	
札幌	20年3月	○	▶	札幌	審理中	
福岡	6月	×	▶	福岡	審理中	
仙台	8月	×	▶	仙台	審理中	
東京	10月	×	▶	東京	控訴中	
福島・いわき	21年3月	○	▶	東京	控訴中	
新潟	6月	×	▶	東京	控訴中	
福島・郡山	7月	○	▶	東京	控訴中	

※ ○は国の責任を認める、
×は認めず

原発訴訟

判決は、政府の地震調査研究推進本部が02年7月に公表した地震予測「長期評価」に基づき、原発の敷地高を超える津波が到来する危険性があることを国が認識できたと指摘。東電に対し、浸水を防ぐ扉の設置などの対策を命じなかったことを「著しく合理性を欠く」と断じ、事故との因果関係を認めた。

その上で、国と東電に同等の責任を認め、平穏な生活を侵害された慰謝料などとして賠償を命じた。一部の原告については、故郷の人間関係や生活基盤を失ったとして「ふるさと喪失慰謝料」も認めた。

19年3月の1審判決では、原告25人のうち2人が事故後に生まれたとして賠償請求を認められず、控訴しなかった。【喜田奈那】

原発事故で福島から愛媛に避難

2審も国の責任認める 高松高裁

NHK愛媛テレビニュース 2021年9月29日 17時53分

東京電力福島第一原子力発電所の事故で愛媛県に避難した人たちが、国と東京電力を訴えた裁判で、2審の高松高等裁判所は1審に続いて国の責任を認め、国と東京電力に合わせて4600万円余りの賠償を命じました。



この裁判は福島第一原発の事故で愛媛県に避難した人たちが、生活の基盤を失い精神的な苦痛を受けたなどとして国と東京電力に賠償を求めたもので、1審の松山地方裁判所はおとし、国の責任を認

めて東京電力とともに2700万円余りの賠償を命じていました。

29日の2審の判決で、高松高等裁判所の神山隆一裁判長は「東日本大震災の9年前に政府の機関が公表した地震の評価は、専門家の審議によるもので信頼できる。国は、これに基づいて津波の危険性を予測し、対策が取れたはずだ」と指摘して、1審に続いて国の責任を認めました。



そのうえで「慣れない場所で避難生活を続けて平穏な日常生活を営むことができなくなり、故郷も失った住民たちの精神的な苦痛は極めて深刻だ」として、ほとんどの原告について1審から慰謝

料などを増額し、国と東京電力に対して控訴した23人に合わせて4600万円余りを支払うよう命じました。

原発事故で避難した人たちが国に賠償を求めた集団訴訟の高裁判決は全国で4件目で、国の責任を認める判決はこれで3件目です。